

- II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

II

中期目標	中期計画
<p>機構は、以下に掲げる市街地の整備改善等の事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市の再生等の目的を達成すること。</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、以下に掲げる市街地の整備改善等を実施することにより、将来 2 兆 5,000 億円規模の民間建築投資を誘発する。また、経済波及効果は、4 兆 8,000 億円規模が見込まれる。</p>

中期目標期間における取組

中期目標期間中に、「公の政策目的に資する都市再生の推進」等を推進し、市街地の整備改善事業を実施することにより、約 2 兆 8,700 億円規模の民間建築投資を誘発した。これによる経済波及効果は約 5 兆 6,400 億円規模と見込まれる。

【調査対象プロジェクト】

- ・ 機構が土地を提供（譲渡又は賃貸）したことにより民間建築投資を誘発するプロジェクト
- ・ 機構が関わる市街地再開発事業における権利変換により民間建築投資を誘発するプロジェクト
- ・ 都市機能更新型区画整理事業により民間建築投資を誘発するプロジェクト
- ・ 機構のコーディネートにより民間建築投資を誘発するプロジェクト

民間建築投資誘発額については、これらのプロジェクトから、民間事業者が作成した事業計画などから把握した計画額を抽出するとともに、個人向け戸建て用地などの民間建築投資誘発額の把握が難しい場合については、公表資料に基づいて算出した平均戸当たり工事費を用いるなどの方法によって概算額を推計した。

経済波及効果については、「平成17年建設部門分析用産業連関表」（国土交通省作成）により、期間中の民間建築投資誘発額との連関係数を1.9666として推計した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

次期中期目標期間における見通し

次期中期目標期間においても引続き、市街地の整備改善等を実施することにより、将来2兆円規模の民間建築投資を誘発する。それによる経済波及効果は3兆9,000億円規模が見込まれる。